

厚生労働省報告資料

令和7年10月21日

健康・生活衛生局 食品監視安全課

食品等の自主回収報告制度

厚生労働省 健康・生活衛生局

食品監視安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

食品等のリコール情報の報告制度の創設

令和3年6月1日から食品等の自主回収（リコール）を行った場合、管轄の自治体への届出が義務化されています！

- 届出義務化の時期 **令和3年6月1日から**
- 届出方法 原則オンライン上のシステムを使用
- 届出情報の取り扱い 国のシステムで一元的に管理され、公表されます。

【報告対象】

(1) 食品衛生法に違反する食品等

法第59条の廃棄・回収命令の対象と同じ範囲であること。

(2) 食品衛生法違反のおそれがある食品等

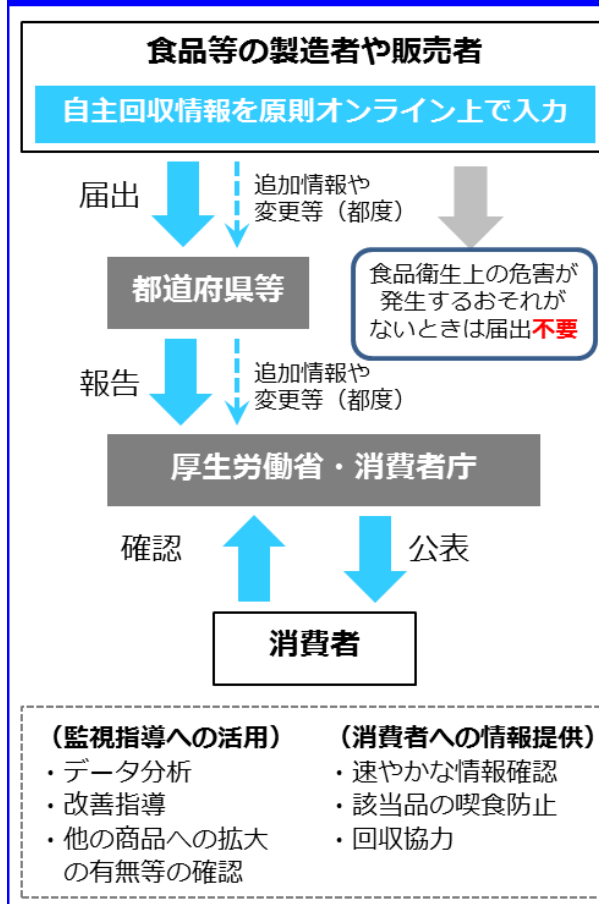
違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として営業者が違反食品等と同時に回収する食品等をいうこと。

【適用除外】

食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。

- 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合
(例) 地域の催事で販売された焼きそばについて、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合 等
- 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合
(例) ・食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
・食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合 等

届出から公表までの基本的な流れ



食品等のリコール情報の報告制度のクラス分類

【食品等リコール報告制度の対象範囲】

- ①食品衛生法に違反する食品等
- ②食品衛生法違反のおそれがある食品等

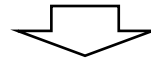


【リコール食品等のクラス分類】

重篤な健康被害発生の可能性等を
考慮し、ClassⅠへの分類を判断

基本的にClassⅡに分類

重篤な健康被害発生の可能性等を
考慮し、ClassⅢへの分類を判断



CLASS Ⅰ

○喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合
(主に食品衛生法第6条に違反する食品等)

(例)

- ・ 腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ・ ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・ アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・ シール不良等により、腐敗、変敗した食品
- ・ 有毒魚(魚種不明フグ、シガテラ魚等)
- ・ 有毒植物(スイセン、毒キノコ等)
- ・ 硬質異物が混入した食品(ガラス片、プラスチック等)

CLASS Ⅱ

○喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

(例)

- ・ 一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

CLASS Ⅲ

○喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合

(例)

- ・ 添加物の使用基準違反食品
- ・ 残留基準に違反する野菜や果物のうち、その摂取量が急性参照用量を超えないもの

食品等のリコール情報の報告内容

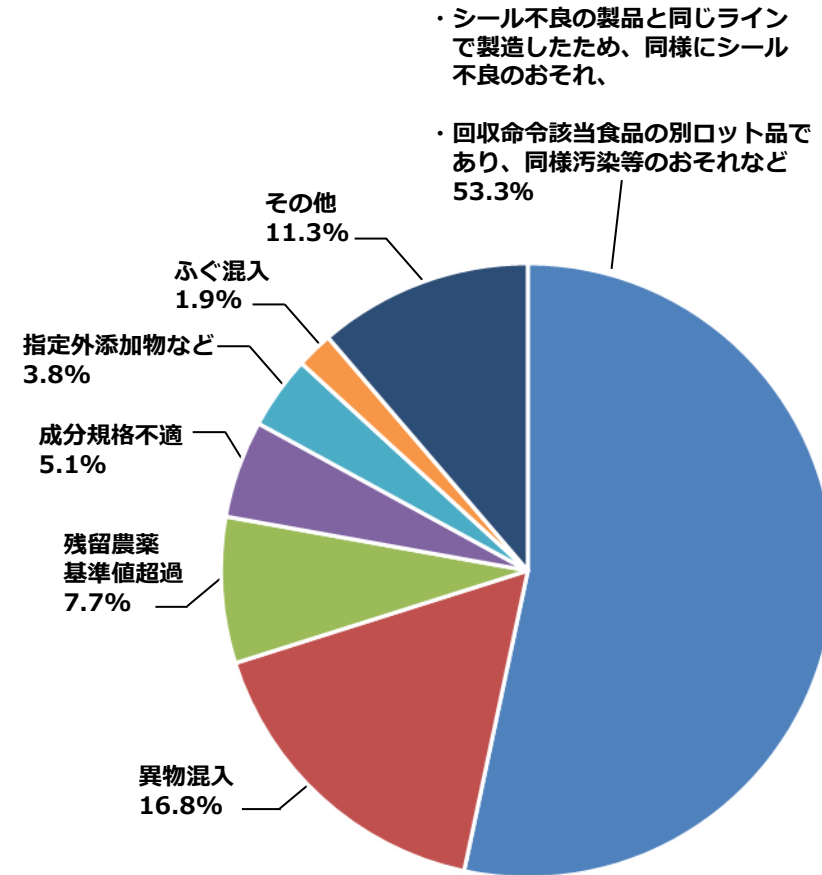
1. 自主回収（リコール）事例紹介（令和6年4月1日～令和7年3月31日時点：速報値）

回収理由	件数
食品衛生法関連	741
食品表示法関連	1,427
食品衛生法・食品表示法関連	39
合計	2,207

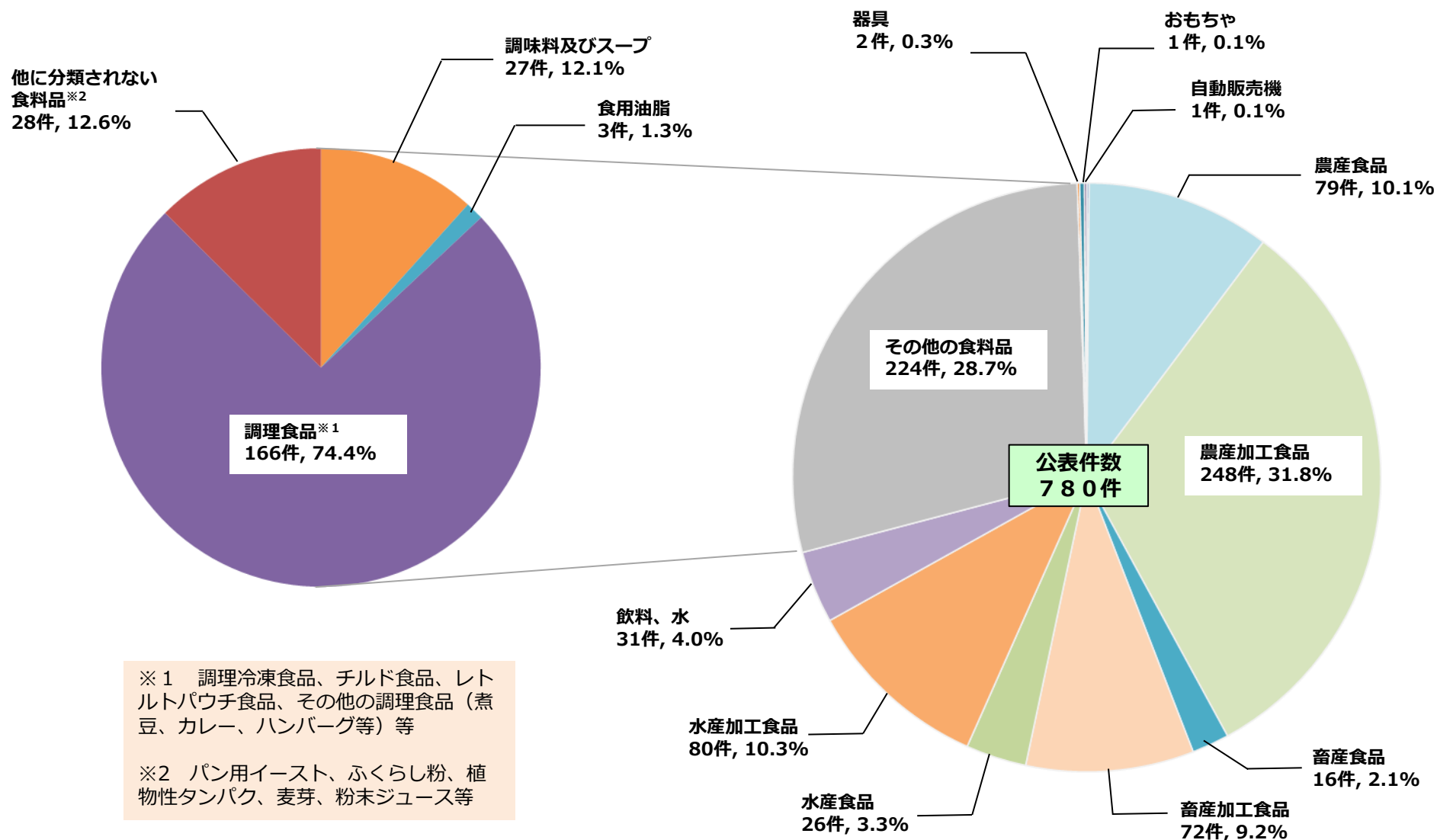
～食品衛生法関連（計780件）の内訳～

順位	回収理由（例）	割合（％）
1	・ シール不良の製品と同じラインで製造したため シール不良のおそれ、 ・ 回収命令該当食品の別ロット品であり、 同様汚染等のおそれ など	53.3％
2	異物混入	16.8％
3	残留農薬 基準値超過	7.7％
4	成分規格不適	5.1％
5	指定外添加物など	3.8％
6	ふぐ混入	1.9％
7	その他	11.3％

- ・ 期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ・ 数値は速報値
- ・ HPにおいて公表されたものを計上
（既に公表されていないものも含む）

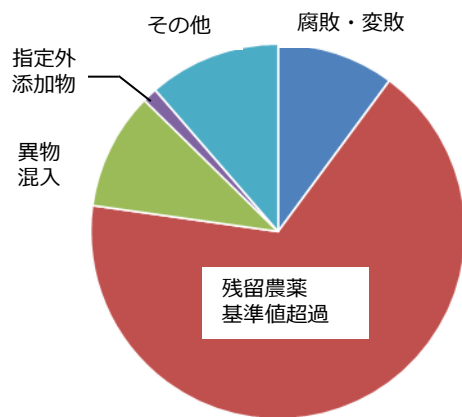


品目ごと公表件数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

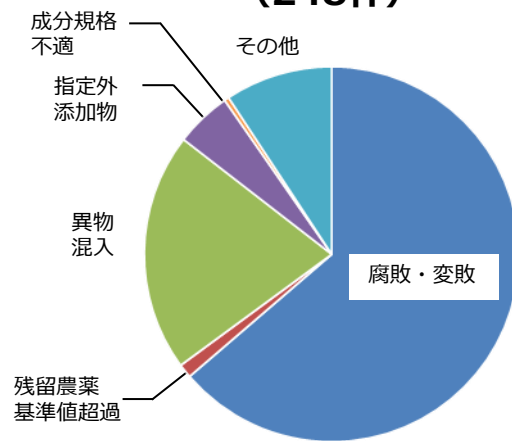


品目ごとの回収理由（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

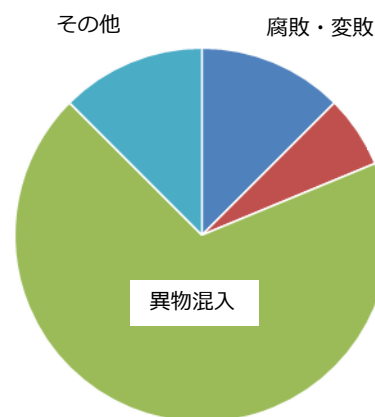
**農産食品
(79件)**



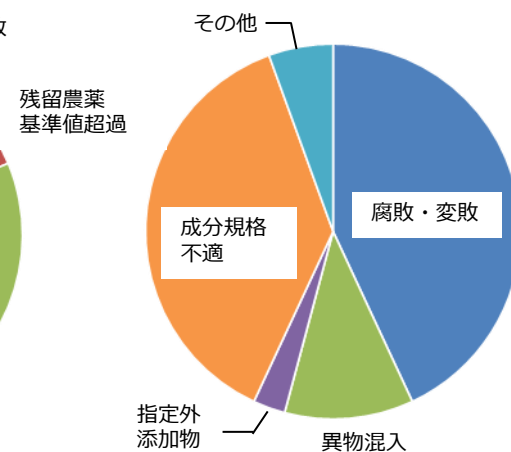
**農産加工食品
(248件)**



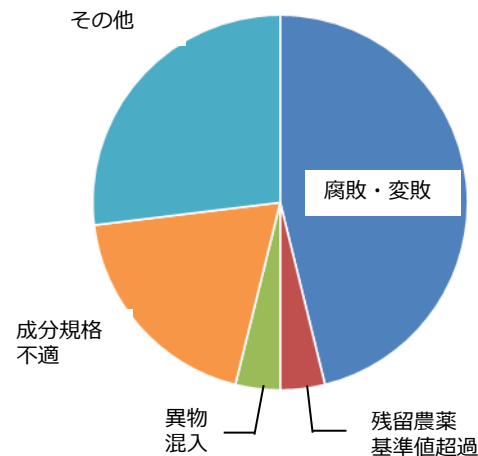
**畜産食品
(16件)**



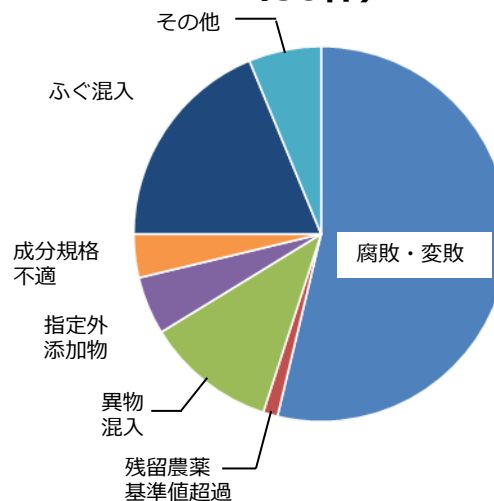
**畜産加工食品
(72件)**



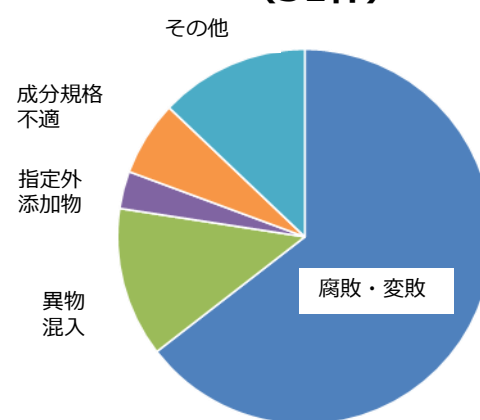
**水産食品
(26件)**



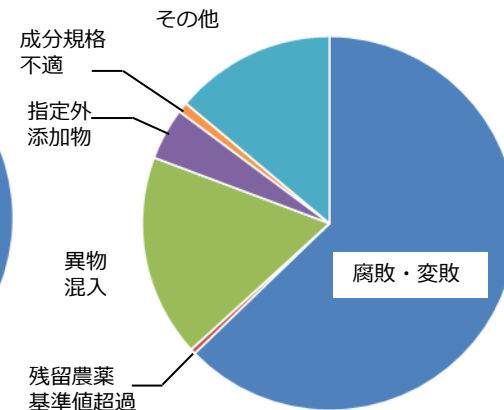
**水産加工食品
(80件)**



**飲料、水
(31件)**

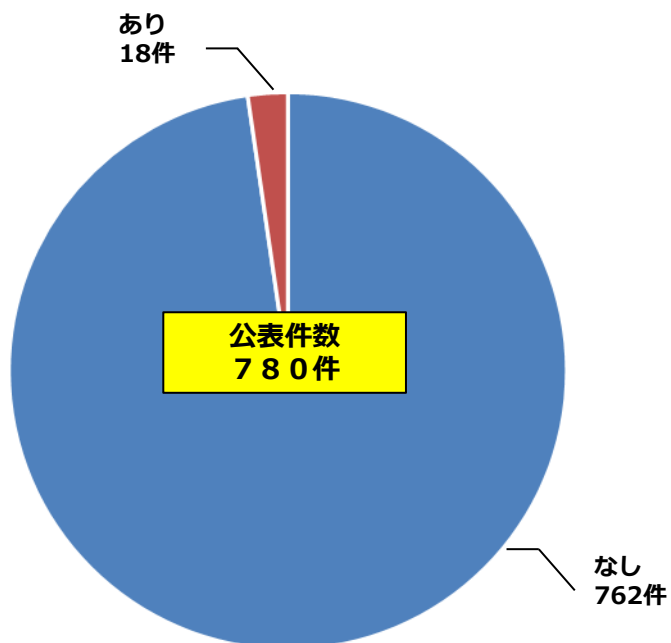
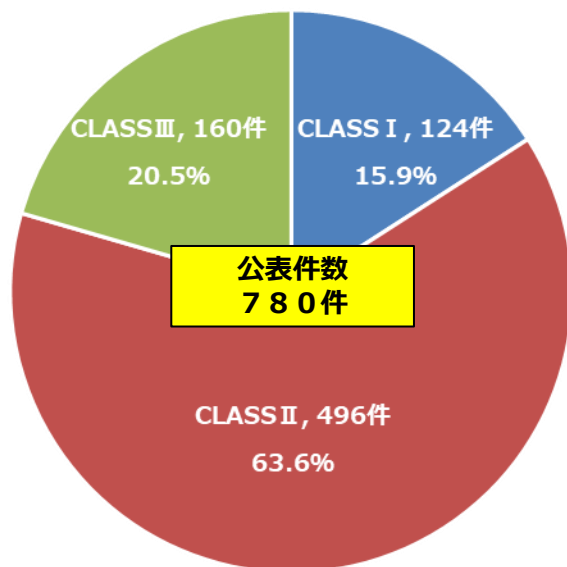


**その他の食料品
(224件)**



クラス分類ごと公表件数、健康被害発生状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)



クラス分類	主な事例
CLASS I	異物（金属片等）の混入、レトルト食品の殺菌不足
CLASS II	規格基準不適合（大腸菌群：陽性）、カビの発生
CLASS III	残留農薬基準不適合

【健康被害事例】

品目	原因	健康被害内容
ケーキ類	カビの発生	下痢（因果関係不明）
はっ酵乳	自主検査の結果、大腸菌群陽性	体調不良（腹痛、下痢、嘔吐、発熱等）
焼き菓子	異物混入（樹脂片）	口腔内の裂傷

機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供の義務化の背景及び概要

【食品衛生法施行規則の改正の概要】

- 食品衛生法第51条第1項に基づき、厚生労働大臣は、「一般的な衛生管理に関する事」についての基準を定めることとされており、同条第2項に基づき、営業者は当該基準に従い、衛生管理計画を作成し、これを遵守しなければならないとされている。
- 食品衛生法施行規則別表第17において衛生管理計画の基準を定めているが、現行、食品全般について営業者が健康被害と疑われる情報を把握したときの都道府県知事等への情報提供の努力義務を課している(同表の第9号ロ)。
- 今回、この食品全般に係る情報提供の努力義務を維持したまま、食品表示基準の見直しに併せて、食品衛生法施行規則別表第17(同表の第9号ハ)において、
 - ・営業者のうち、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者(以下「届出者等」という。)は、
 - ・機能性表示食品及び特定保健用食品による健康被害に関する情報を収集するとともに、
 - ・健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、速やかに、当該情報を都道府県知事等に提供することを定める。

【「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」(通知)】

情報提供すべき健康被害やその提供期限等を明確化するため、「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」(令和6年8月23日付け健生食監発0823第3号)において、以下を示している。

- ・ 情報提供の義務が課される者
- ・ 健康被害情報の収集
- ・ 情報提供の対象となる健康被害
- ・ 情報提供の義務が生じる場合及びその提供期限
- ・ 情報提供先
- ・ 情報提供を受けた都道府県等の対応等

【情報提供を受けた厚生労働省の対応】

都道府県知事等に提供された健康被害の事例については、引き続き、厚生労働省に集約し、食品衛生法上の措置の要否につき検討を行った上で、定期的に結果を公表する。